指 導 檢 査 基 準(指定計画相談支援・指定障害児相談支援)

○根拠法令

(指定計画相談支援)

· 「平18厚労告523」

「平27厚労告180」

• 「障発0330第22通知」

「障発1031001通知」

「市指定規則」

・「支援法」 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号)

・「支援法施行規則」 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年2月28日厚生労働省令第19号)

・「厚労令27」 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第27号)

・「厚労令28」 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第28号)

・「厚労令171」 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171 号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9 月29日厚生労働省告示第523号)

・「平18厚労告539」 こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定め1単位の単価並びに厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成18年厚生労働省告示第593号)

・「平24厚労告124」 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第124号)

・「平24厚労告125」 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第125号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月 27日厚生労働省告示第180号)

・「平30厚労告115」 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第22号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴 う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)

国分寺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則 (平成24年3月30日規則第39号)

(指定障害児相談支援)

・「児福法」	児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)
• 「児福法施行規則」	児童福祉法施行規則(昭和23年3月31日厚生省令第11号)
・「厚労令29」	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第29号)
・「平21厚労告176」	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚 生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域(平成21年3月30日厚生労働省告示第176号)
• 「平24厚労告126」	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第126号)
・「平24厚労告128」	厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成24年3月14日厚生労働省告示第128号)
・「平24厚労告233」	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める地域(平成24年3月30日厚生労働省告示第233号)
・「平27厚労告181」	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月27日厚生労働省告示第181号)
・「平30厚労告116」	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を定める件 (平成30年3月22日厚生労働省告示第116号)
•「障発0330第23通知」	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第23号)
・「障発0330第16通知」	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日障発第0330第16号)
・「市指定規則」	国分寺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則 (平成24年3月30日規則第39号)

7F.D	# + 4	根拠	l法令
項目	基本的な考え方(観点)	指定計画相談支援	指定障害児相談支援
第1 基本方針	(1) 指定計画相談支援の事業は、利用者又は障害児の保護者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重し、常 に当該利用者等の立場に立って行われているか。	支援法第51条の22 厚労令28第2条第1項	児福法第24条の30 厚労令29第2条第1項
	(2) 指定計画相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われているか。	厚労令28第2条第2項	厚労令29第2条第2項
	(3) 指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。	厚労令28第2条第3項	厚労令29第2条第3項
	(4) 指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を 行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われているか。	厚労令28第2条第4項	厚労令29第2条第4項
	(5) 指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。	厚労令28第2条第5項	厚労令29第2条第5項
	(6) 指定特定相談支援事業者は、利用者が指定計画相談支援を利用することにより、地域の教育、就労等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての者が共生することができるよう、地域社会への参加や包摂の推進に努めるとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望を踏まえて障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行の推進に努めているか。	厚労令28第2条第6項	厚労令29第2条第6項
	(7) 指定特定相談支援事業者は、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。	厚労令28第2条第7項	厚労令29第2条第7項
	(8) 指定特定相談支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	厚労令28第2条第8項	厚労令29第2条第8項
	(9) 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を 行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めているか。	厚労令28第2条第9項	厚労令29第2条第9項
第2 人員に関する 基準		支援法第51条の24第1項	児福法第24条の31第1項
1 従業者	(1) 指定特定相談支援事業者は、事業所ごとに専ら指定計画相談支援の職務に従事する相談支援専門員を、必ず1人以上置いているか。 ただし、指定計画相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。 なお、相談支援専門員の配置は1ヶ月平均の利用者の数が35又はその端数を増すごとに1人を標準とする。	項•第3項	厚労令29第3条第1項・第2項・第3項 ・第3項 障発0330第23通知 第二の1 (1)①②
	(2) 指定特定事業所は、相談支援員を置く場合には、次に掲げる要件をいずれも満たしているか。 なお、相談支援員については、原則としてサービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事させてはならない。	厚労令28第3条第4項 障発0330第22通知 第二の1 (1)③	厚労令29第3条第4項 障発0330第23通知 第二の1(1)③

		根拠法令	
項目	基本的な考え方(観点)	指定計画相談支援	指定障害児相談支援
	ただし、一体的に管理運営される指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、指定自立生活援助事業所その他これに類する業務に従事させることはできるものとする。 (ア) 当該指定特定相談支援事業所が機能強化型サービス利用支援費の算定要件を満たしていること。		
	(イ) 当該指定特定相談支援事業所に配置される主任相談支援専門員により、相談支援員に対して指導 及び助言が行われる体制が確保されていること。		
2 管理者	指定特定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 ただし、以下の場合であって、指定特定相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は他 の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。	厚労令28第4条 障発0330第22通知 第二の1(2)	厚労令29第4条 障発0330第23通知 第二の1 (2)
	(1) 当該指定特定相談支援事業所の従業者としての職務に従事する場合 (2) 当該指定特定相談支援事業所以外の他の事業所の管理者又は従業者としての業務に従事する場合で あって、当該他の事業所の管理者又は従業者としての業務に従事する時間帯も、当該指定特定相談 支援事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び 業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応に ついて、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合		
3 従たる事業所を 設置する場合におけ る特例	(1) 指定特定相談支援事業者は、従たる事業所を設置する場合、主たる事業所と一体的に管理運営を行っているか。	厚労令28第4条の2第1項 障発0330第22通知 第二の1 (3)①②	厚労令29第4条の2第1項 障発0330第23通知 第二の1 (3) ①②
	(2) 指定特定相談支援事業者は、従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうち、それぞれ1名以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員としているか。	厚労令28第4条の2第2項 障発0330第22通知 第二の1 (3)①	厚労令29第4条の2第2項 障発0330第23通知 第二の1 (3)①
第3 運営に関する 基準		支援法第51条の24第2項	児福法第24条の31第2項
1 内容及び手続の 説明及び同意	(1) 指定特定相談支援事業者は、計画相談支援対象障害者等が指定計画相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	厚労令28第5条第1項 障発0330第22通知 第二の2(1)	厚労令29第5条第1項 障発0330第23通知 第二の2(1)
	 (2) 利用者との間で当該指定計画相談支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき、以下の内容を記載した書面を交付しているか。 (ア)当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地(イ)当該事業の経営者が提供する指定計画相談支援の内容(ウ)当該指定計画相談支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 	厚労令28第5条第2項 社会福祉法第77条第1項 社会福祉法施行規則 第16条第2項 障発0330第22通知 第二の2(1)	厚労令29第5条第2項 社会福祉法第77条第1項 社会福祉法施行規則 第16条第2項 障発0330第23通知 第二の2(1)
	(エ)指定計画相談支援の提供開始年月日(オ)指定計画相談支援に係る苦情を受け付けるための窓口 当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、 利用者の承諾を得ているか。		

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令		
坦 目		指定計画相談支援	指定障害児相談支援	
2 契約内容の報告 等	指定特定相談支援事業者は、サービス等利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出しているか。	厚労令28第6条第2項 障発0330第22通知 第二の2 (2)	厚労令29第6条第2項 障発0330第23通知 第二の2 (2)	
3 提供拒否の禁止	指定特定相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定計画相談支援の提供を拒んでいないか。特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 なお、正当な理由がある場合とは、	厚労令28第7条 障発0330第22通知 第二の2(3)	厚労令29第7条 障発0330第23通知 第二の2 (3)	
	(1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合(2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合(3) 運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合			
	(4) その他利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難な場合 等をいう。			
4 サービス提供困 難時の対応	指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定特定相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。		厚労令29第8条 障発0330第23通知 第二の2(4)	
5 受給資格の確認	指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証又は地域相談支援受給者証(支給決定を受けていない場合は市の計画案提出依頼書)によって、計画相談支援給付費の支給対象者であること、モニタリング期間、支給決定又は地域相談支援給付決定の有無、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間、支給量又は地域相談支援給付量等を確かめているか。	障発0330第22通知	厚労令29第9条 障発0330第23通知 第二の2(5)	
i 支給決定又は地 対相談支援給付決定)申請に係る援助	指定特定相談支援事業者は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う支給決定の申請 について、必要な援助を行っているか。	厚労令28第10条 障発0330第22通知 第二の2 (6)	厚労令29第10条 障発0330第23通知 第二の2(6)	
身分を証する書 種の携行	指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類(証書や名札等)を携行させ、 初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。また、事業所の名称、当該従 業者の氏名の記載があるか。		厚労令29第11条 障発0330第23通知 第二の2(7)	
a 計画相談支援給 け費の額等の受領		厚労令28第12条第1項 障発0330第22通知 第二の2(8)①	厚労令29第12条第1項 障発0330第23通知 第二の2(8)①	
		厚労令28第12条第2項 障発0330第22通知 第二の2(8)②	厚労令29第12条第2項 障発0330第23通知 第二の2(8)②	

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令		
垻日	本中的《名名》(((指定計画相談支援	指定障害児相談支援	
	(3) 指定特定相談支援事業者は、(1)及び(2)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額 を支払った計画相談支援対象障害者等に対し交付しているか。	厚労令28第12条第3項 障発0330第22通知 第二の2(8)③	厚労令29第12条第 3 項 障発0330第23通知 第二の 2 (8) ③	
	(4) 指定特定相談支援事業者は、(2)の交通費については、あらかじめ、計画相談支援対象障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、計画相談支援対象障害者等の同意を得ているか。	厚労令28第12条第4項 障発0330第22通知 第二の2(8)④	厚労令29第12条第4項 障発0330第23通知 第二の2(8)④	
利用者負担額に る管理	指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を提供している計画相談支援対象障害者等が当該指定計画相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき支援法第29条第3項第2号に掲げる額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定しているか。 この場合において、当該指定特定相談支援事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該計画相談支援対象障害者等及び当該計画相談支援対象障害者等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	障発0330第22通知 第二の2(9)	厚労令29第13条 障発0330第23通知 第二の2(9)	
計画相談支援給 費の額に係る通知	(1) 指定特定相談支援事業者は、法定代理受領により市町村から指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、計画相談支援対象障害者等に対し、当該計画相談支援対象障者等に係る計画相談支援給付費の額を通知しているか。	厚労令28第14条第1項 障発0330第22通知 第二の2(10)①	厚労令29第14条第1項 障発0330第23通知 第二の2(10)①	
	(2) 指定特定相談支援事業者は、8(1)の法定代理受領を行わない指定計画相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定計画相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を計画相談支援対象障害者等に対して交付しているか。	厚労令28第14条第2項 障発0330第22通知 第二の2(10)②	厚労令29第14条第2項 障発0330第23通知 第二の2(10)②	
指定計画相談支 の具体的取扱方針	指定計画相談支援の方針は、第 1 に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによるものとなっているか。 また、相談支援員が業務を行う場合は、当該相談支援員に対して指導及び助言を行う主任相談支援専門員等が当該相談支援員の 業務の状況等を把握し、助言等を定期的に行う体制を確保した上で利用者に対する支援を行っているか。 なお、相談支援員は、以下の(13)から(17)まで及び(20)の業務を単独で行うことはできないものとする。			
	(1) 指定特定相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成 に関する業務を担当させているか。	厚労令28第15条第1項第1号 障発0330第22通知 第二の2(11)①	厚労令29第15条第1項第1 ^号 障発0330第23通知 第二の2(11)①	
	(2) 指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の 意思決定の支援に配慮しているか。	厚労令28第15条第1項第2号	厚労令29第15条第1項第2号 障発0330第23通知 第二の2(11)②	
		厚労令28第15条第1項第3号 障発0330第22通知 第二の2(11)②	厚労令29第15条第1項第3号 障発0330第23通知 第二の2(11)③	

· 一	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根拠法令	
項目		指定計画相談支援	指定障害児相談支援
	(4) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援の配慮を しつつ、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。	厚労令28第15条第2項第1号 障発0330第22通知 第二の2(11)③	厚労令29第15条第2項第1号 障発0330第23通知 第二の2(11)④
	(5) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。		厚労令29第15条第2項第2号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑤
	(6) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援に加えて、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めているか。	厚労令28第15条2項第3号 障発0330第22通知 第二の2(11)⑤	厚労令29第15条2項第3号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑥
	(7) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、 当該地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情 報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。	厚労令28第15条 2 項第 4 号 障発0330第22通知 第二の 2 (11) ⑥	厚労令29第15条2項第4号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑦
	(8) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(アセスメント)を行っているか。	厚労令28第15条2項第5号 障発0330第22通知 第二の2(11)⑦	厚労令29第15条 2 項第 5 号 障発0330第23通知 第二の 2 (11)⑧
	(9) 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に 意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。	厚労令28第15条 2 項第 6 号 障発0330第22通知 第二の 2 (11)⑧	障害児相談支援該当なし
	(10) 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接しているか。 この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。	厚労令28第15条 2 項第 7 号 障発0330第22通知 第二の 2 (11)⑨	厚労令29第15条2項第6号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑨
	(11) 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、市町村に対するモニタリング期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成しているか。	障発0330第22通知	厚労令29第15条第2項第7号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑩

75 D	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根拠	根拠法令	
項目		指定計画相談支援	指定障害児相談支援	
	(12) 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に短期入所を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した 日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合 を除き、短期入所を利用する日数が年間180日を超えないようにしているか。	厚労令28第15条第2項第9号 障発0330第22通知 第二の2(11)⑪	障害児相談支援該当なし	
	(13) 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、支援法第19条第1項に規定する介護 給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対 して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。		厚労令29第15条第2項第8号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑪	
	(14) 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付しているか。	厚労令28第15条第2項第11号 障発0330第22通知 第二の2(11)値	厚労令29第15条第2項第9号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑫	
	(10) THEOREM ATTACHMENT SATISFACTOR ATTACHMENT ATTACHME	障発0330第22通知	厚労令29第15条第2項第10号 障発0330第23通知 第二の2(11)③	
	(16) 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。	厚労令28第15条第2項第13号 障発0330第22通知 第二の2(11)⑯	厚労令29第15条第2項第11号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑭	
	(17) 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付しているか。		厚労令29第15条第2項第12号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑤	
	(18) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握(モニタリング)を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行っているか。	障発0330第22通知	厚労令29第15条第3項第1号 障発0330第23通知 第二の2(11)®	
	(19) 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を 継続的に行うこととし、モニタリング期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録 しているか。	障発0330第22通知	厚労令29第15条第3項第2号 障発0330第23通知 第二の2(11) ⑰	
	(20) サービス等利用計画に変更があった場合、(4)から(12)まで及び(15)から(17)までに準じて取り扱っているか。	厚労令28第15条第3項第3号 障発0330第22通知 第二の2(11)②	厚労令29第15条第3項第3号 障発0330第23通知 第二の2(11)®	
	(21) 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅にお	厚労令28第15条第3項第4号	厚労令29第15条第3項第4号	

項目	甘土的丸本之十(知上)	根拠	法令
- 現日	基本的な考え方(観点)	指定計画相談支援	指定障害児相談支援
		障発0330第22通知 第二の 2 (11) ②	障発0330第23通知 第二の 2 (11) ⑲
	があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援	厚労令28第15条第3項第5号 障発0330第22通知 第二の2(11)@	厚労令29第15条第3項第5号 障発0330第23通知 第二の2(11)@
12 テレビ電話装置 等の活用		厚労令28第15条の 2 障発0330第22通知 第二の 2 (12)	厚労令29第15条の2 障発0330第23通知 第二の2 (12)
	(2) 当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月に、当該利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリン グに係る面接を行ったこと。		
13 利用者等に対す るサービス等利用計 画等の書類の交付	HI IN THE TELEVISION OF THE PARTY OF THE PAR	厚労令28第16条 障発0330第22通知 第二の 2 (13)	厚労令29第16条 障発0330第23通知 第二の 2 (13)
14 計画相談支援対 象障害者等に関する 市町村への通知		厚労令28第17条 障発0330第22通知 第二の 2 (14)	厚労令29第17条 障発0330第23通知 第二の 2 (14)
15 管理者の責務	画相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	厚労令28第18条第1項 障発0330第22通知 第二の2(15)	厚労令29第18条第1項 障発0330第23通知 第二の2(15)
	3の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	厚労令28第18条第2項 障発0330第22通知 第二の2(15)	厚労令29第18条第2項 障発0330第23通知 第二の2(15)
16 運営規程		厚労令28第19条 障発0330第22通知 第二の2 (16)	厚労令29第19条 障発0330第23通知 第二の2 (16)

項目	基本的な考え方(観点)	根拠	1法令
坝 日	基 本 的 な 考 え 力 (観 点)	指定計画相談支援	指定障害児相談支援
17 勤務体制の確保	ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。	厚労令28第20条第1項 障発0330第22通知 第二の2(17)①	厚労令29第20条第1項 障発0330第23通知 第二の2(17)①
	(2) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に指定 計画相談支援の業務を担当させているか。 ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。	厚労令28第20条第2項 障発0330第22通知 第二の2(17)②	厚労令29第20条第2項 障発0330第23通知 第二の2(17)②
	(3) 指定特定相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 研修機関が実施する研修や当該指定特定相談支援事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。	厚労令28第20条第3項 障発0330第22通知 第二の2(17)③	厚労令29第20条第3項 障発0330第23通知 第二の2(17)③
	(4) 指定特定相談支援事業者は、適切な指定計画相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動 又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害され ることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	厚労令28第20条第4項 障発0330第22通知 第二の2(17)④	厚労令29第20条第4項 障発0330第23通知 第二の2(17)④
18 業務継続計画の 策定等	(1) 指定特定相談支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援の提供を継続的 に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に 従い必要な措置を講じているか。	厚労令28第20条の2第1項 障発0330第22通知 第二の2(18)①②	厚労令29第20条の2第1項 障発0330第23通知 第二の2(18)①②
	(2) 指定特定相談支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 (年1回以上)に実施しているか。	厚労令28第20条の2第2項 障発0330第22通知 第二の2(18)③④	厚労令29第20条の2第2項 障発0330第23通知 第二の2(18)③④
	(3) 指定特定相談支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	厚労令28第20条の2第3項	厚労令29第20条の2第3項
19 設備及び備品等	指定特定相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定計画相談支援の提供に必要な設備及び 備品等を備えているか	厚労令28第21条 障発0330第22通知 第二の2(19)	厚労令29第21条 障発0330第23通知 第二の 2 (19)
20 衛生管理等	(1) 指定特定相談支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	厚労令28第22条第1項 障発0330第22通知 第二の2(20)①	厚労令29第22条第1項 障発0330第23通知 第二の2(20)①
	(2) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	厚労令28第22条第2項 障発0330第22通知 第二の2(20)①	厚労令29第22条第2項 障発0330第23通知 第二の2(20)①
	(3) 指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所における感染症の発生又はまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 (ア) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用を含む)の定期的(概ね6ヵ月に1回以上)な開催及びその結果を従業者へ周知徹底すること。 (イ) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (ウ) 従業者に対し、研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施すること。	厚労令28第22条第3項 障発0330第22通知 第二の2(20)②	厚労令29第22条第3項 障発0330第23通知 第二の2(20)②

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	
- 垻日	金 平 的 <i>怎 与</i> 2 万 (指定計画相談支援	指定障害児相談支援
21 掲示等	(1) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示等(備え付けによる閲覧も可)しているか。	厚労令28第23条第1項第2項 障発0330第22通知 第二の2(21)①②	厚労令29第23条第1項第2項 障発0330第23通知 第二の2(21)①②
	(2) 指定特定相談支援事業者は、(1)に規定する重要事項の公表(ホームページによる掲載等)に努めているか。	厚労令28第23条第3項 障発0330第22通知 第二の2(21)③	厚労令29第23条第3項 障発0330第23通知 第二の2(21)③
	(3) 指定特定相談支援事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所又は施設の入口その他公衆の見やすい 場所に掲示しているか。	市指定規則第2条第3項	市指定規則第2条第3項
22 秘密保持等	(1) 指定特定相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密 を漏らしていないか。	厚労令28第24条第1項 障発0330第22通知 第二の2(22)①	厚労令29第24条第1項 障発0330第23通知 第二の2(22)①
	(2) 指定特定相談支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	厚労令28第24条第2項 障発0330第22通知 第二の2(22)②	厚労令29第24条第2項 障発0330第23通知 第二の2(22)②
	(3) 指定特定相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	厚労令28第24条第3項 障発0330第22通知 第二の2(22)③	厚労令29第24条第3項 障発0330第23通知 第二の2(22)③
23 広告	指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	厚労令28第25条	厚労令29第25条
24 障害福祉サービ ス事業者等からの利 益収受等の禁止	(1) 10/2/10/2/10/2/10/2/10/2/10/2/10/2/10/2	厚労令28第26条第1項 障発0330第22通知 第二の2(23)①	厚労令29第26条第1項 障発0330第23通知 第二の2(23)①
	(2) 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の 福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。	厚労令28第26条第2項 障発0330第22通知 第二の2(23)②	厚労令29第26条第2項 障発0330第23通知 第二の2(23)②
	(3) 指定特定相談支援事業者及びその従業者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉 サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等か ら金品その他の財産上の利益を収受していないか。	厚労令28第26条第3項 障発0330第22通知 第二の2(23)③	厚労令29第26条第3項 障発0330第23通知 第二の2(23)③
25 苦情解決	(2) 10/21/22/2016 (2) 10/21/21/21/21/21/21/21/21/21/21/21/21/21/	厚労令28第27条第1項 障発0330第22通知 第二の2(24)①	厚労令29第27条第1項 障発0330第23通知 第二の2(24)①
	(2) 指定特定相談支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	厚労令28第27条第2項 障発0330第22通知 第二の2(24)②	厚労令29第27条第2項 障発0330第23通知 第二の2(24)②
	(3) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、支援法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設	厚労令28第27条第3項 障発0330第22通知	厚労令29第27条第 3 項 障発0330第23通知

·	# + 66 *	根拠	见法令
項目	基本的な考え方(観点)	指定計画相談支援	指定障害児相談支援
	備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行っ調査に協力 するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	第二の2(24)③	第二の2(24)③
	(4) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、支援法第11条第2項の規定により都道府県知事が 行う報告若しくは指定計画相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員から の質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知 事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		厚労令29第27条第4項 障発0330第23通知 第二の2(24)③
	(5) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、支援法第51条の27第2項の規定により市町村長が 行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援 事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行 う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っ ているか。	障発0330第22通知	厚労令29第27条第5項 障発0330第23通知 第二の2(24)③
	(6) 指定特定相談支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。	厚労令28第27条第6項 障発0330第22通知 第二の2(24)③	厚労令29第27条第6項 障発0330第23通知 第二の2(24)③
	(7) 指定特定相談支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。	厚労令28第27条第7項 社会福祉法第83条・第85条 障発0330第22通知 第二の2(24)④	厚労令29第27条第7項 社会福祉法第83条・第85条 障発0330第23通知 第二の2(24)④
26 事故発生時の対 応	(1) 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	厚労令28第28条第1項 障発0330第22通知 第二の2(25)①③	厚労令29第28条第1項 障発0330第23通知 第二の2(25)①③
	(2) 指定特定相談支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	厚労令28第28条第2項 障発0330第22通知 第二の2(25)	厚労令29第28条第2項 障発0330第23通知 第二の2(25)
	(3) 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	厚労令28第28条第3項 障発0330第22通知 第二の2(25)②	厚労令29第28条第3項 障発0330第23通知 第二の2(25)②
27 虐待の防止	指定特定相談支援事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用を含む)を定期的(年1回以上)に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 (2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)に実施すること。 (3) 前2項の措置を適切に実施するための担当者(相談支援専門員)を置くこと。	厚労令28第28条の2 障発0330第22通知 第二の2(26)	厚労令29第28条の2 障発0330第23通知 第二の2(26)
28 会計の区分	指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定計画相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	厚労令28第29条 障発0330第22通知 第二の2(27)	厚労令29第29条 障発0330第23通知 第二の2(27)
29 記録の整備	(1) 指定特定相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。 (2) 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定	厚労令28第30条 障発0330第22通知 第二の 2 (28)	厚労令29第30条 障発0330第23通知 第二の 2 (28)

項目	甘 + 65 + (知 上)	根技	根拠法令	
坦 目	基本的な考え方(観点)	指定計画相談支援	指定障害児相談支援	
	計画相談支援を提供した日から、少なくとも5年以上保存しているか。 (ア) 11の(18) に規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録 (イ) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳 (サービス等利用計画(案)、アセスメント・サービス担当者会議等・モニタリング結果) (ウ) 14に規定する市町村への通知に係る記録 (エ) 25の(2) に規定する苦情の内容等の記録 (オ) 26の(2) に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録			
30 電磁的記録等	指定特定相談支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定又は想定されているものについて、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて電磁的方法による場合に、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。		厚労令29第31条第2項 障発0330第23通知 第三の2	
31 その他	送迎バス等一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所)ごとに、安全運転管理者の選任等を行っているか。	道路交通法第74条の3 道路交通法施行規則第9条の 9,10	道路交通法第74条の3 道路交通法施行規則第9条の 9,10	
第4 届出等				
1 変更の届出	指定特定相談支援事業者は、支援法施行規則第34条の60第1項に掲げる事項(支援法施行規則第34条の59第1項第1号、第2号、第4号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第5号から第7号までに掲げる事項)に変更があったときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。 ※指定特定相談支援事業者が変更の届出を要する事項 (1)事業所の名称及び所在地 (2)申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 (3)申請者の登記事項証明書又は条例等 (4)事業所の平面図 (5)事業所の管理者及び相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴 (6)運営規程	支援法第51条の25第3項 支援法施行規則 第34条の60第1項 支援法施行規則 第34条の59第1項 市指定規則第4条	児福法第24条の32第1項 児福法施行規則 第25条の26の7第1項 児福法施行規則 第25条の26の6第1項 市指定規則第4条	
2 業務管理体制の 整備	(1) 指定特定相談支援事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法又は支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。 (ア) 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の指定相談支援事業者 ア 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下「法令遵守責任者」という。) を選任しているか。 (イ) 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の指定相談支援事業者 ア 法令遵守責任者を選任しているか。 イ 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 (ウ) 指定を受けている事業所の数が100以上の指定相談支援事業者 ア 法令遵守責任者の選任をしているか。 イ 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 ウ 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。 ウ 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。 (2) 指定特定相談支援事業者は厚生労働大臣等に対し、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。ま	支援法第51条の31第1項 支援法施行規則 第34条の61	児福法第24条の30第3項 児福法第24条の38第1項 児福法施行規則 第25条の26の8 児福法第24条の38	
		第2項・第3項	第2項・第3項	

項目 基本的な考え方(観点)	世 - 46 - 45 - 45 - (知 - 1)	根拠法令	
	本中的な考えが(指定計画相談支援	指定障害児相談支援
	(ア) 事業者の名称、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 (イ) 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 (ウ) 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 (指定を受けている事業所の数が20以上の指定相談支援事業者に限る。) (エ) 業務執行の状況の監査の方法の概要 (指定を受けている事業所の数が100以上の指定相談支援事業者に限る。) また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。	文援法施行規則 第34条の62 市指定規則第7条	児福宏施行規則 第25条の26の 9 市指定規則第 7 条

指導檢查基準(指定計画相談支援)

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	備考
第5 計画相談支援 給付費の算定及び取 扱い			
1 基本事項	(1) 指定計画相談支援に要する費用の額は、平24厚労告125の別表「計画相談支援給付費単位数表」によ に平18年厚労告539「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める1単位の単価」を乗じて算定してい。		
	(2) (1)の規定により指定計画相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満 きは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	情の端数があると 平24厚労告125の 2	
2 計画相談支援費			
(1) サービス利用 支援費	サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者(支援法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支 以下同じ。)が、計画相談支援対象障害者等(同項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。下記(ア)か 以下同じ。)に対して指定サービス利用支援(同号に規定する指定サービス利用支援をいう。以下同じ。)を行 掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。	ら(エ)を除き、 障発1031001通知	
	 (ア) 機能強化型サービス利用支援費(I) (イ) 機能強化型サービス利用支援費(II) (ウ) 機能強化型サービス利用支援費(III) (エ) 機能強化型サービス利用支援費(III) (エ) 機能強化型サービス利用支援費(III) (エ) 機能強化型サービス利用支援費(III) 		
	機能強化型サービス利用支援費(I)から機能強化型サービス利用支援費(IV)までについては、別にこども家庭側大臣が定める基準(平27厚労告180の1)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業 3条第1項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同じ。)における計画相談支援対象障害者等の数(「する計画相談支援対象障害者等の数をいう。12において同じ。)(前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場る。)を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員(同条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同該指定特定相談支援事業所の相談支援員(同条第4項に規定する相談支援員をいう。以下同じ。)については、援専門員0.5人とみなして算定する。)(前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とし、以下の平均員数」という。)で除して得た数(以下「取扱件数」という。)の40未満の部分に相談支援専門員の平均数について算定しているか。 ただし、機能強化型サービス利用支援費(IV)までのいずれかの機能強支援費を算定している場合においては、機能強化型サービス利用支援費(I)から機能強化型サービス利用支援費の機能強化型サービス利用支援費の機能強化型サービス利用支援費は算定しない。	使所(厚労令28第 同条第2項に規定 合は、推定数とす じ。)の員数(当 1人につき相談支 「相談支援専門員 員数を乗じて得た 化型サービス利用	
	(オ) サービス利用支援費 (I) 1,572単位		
	サービス利用支援費(I)については、指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専 乗じて得た数について算定しているか。	門員の平均員数を	
	(カ) サービス利用支援費 (Ⅱ) 732単位		
	サービス利用支援費(Ⅱ)については、指定特定相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、 ら39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。	、当該取扱件数か	

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	備考
(2)継続サービス 川用支援費	継続サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援(支援)第51条の17第1項第2号に規定する指定継続サービス利用支援をいう。以下同じ。)を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、れぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。		
	 (ア) 機能強化型継続サービス利用支援費(I) (イ) 機能強化型継続サービス利用支援費(II) (ウ) 機能強化型継続サービス利用支援費(III) (エ) 機能強化型継続サービス利用支援費(IV) 1,761単位 1,661単位 1,558単位 1,408単位 	平27厚労告180の1	
	機能強化型継続サービス利用支援費(I)から機能強化型継続サービス利用支援費(IV)までについては、別にこども家庭庁官及び厚生労働大臣が定める基準(平27厚労告180の1)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。ただし、機能強化型継続サービス利用支援費(IV)までのいずれかの機能強化型継続サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化型継続サービス利用支援費(I)から機能強化型継続サービス利用支援費(I)から機能強化型継続サービス利用支援費(I)から機能強化型継続サービス利用支援費(IV)までのその他の機能強化型継続サービス利用支援費は算定しない。	로	
	(オ) 継続サービス利用支援費 (I) 1,308単位		
	継続サービス利用支援費 (I) については、指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均 員数を乗じて得た数について算定しているか。		
	(カ) 継続サービス利用支援費(Ⅱ) 606単位		
	継続サービス利用支援費(II)については、指定特定相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱が 数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。	#	
(3) その他	(1) 指定特定相談支援事業者が、厚労令28第15条第2項第7号(同条第3項第3号において準用する場合を含む。)、第 10号、第11号若しくは第12号から第14号まで(同条第3項第3号において準用する場合を含む。)又は同条第3項第2 号に定める基準を満たさないで指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。		
	(2) 指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者(児福法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保 者をいう。)に対して指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。	雙 平24厚労告125別表 1 の注 4	
	(3) 指定特定相談支援事業者が、同一の月において、同一の計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った後に、指定サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費に係る所定単位数は算定していないか。		
	(4) 相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法第7条第1項に規定する要介護 状態区分(以下「要介護状態区分」という。)が要介護1又は要介護2のものに対して、同法第46条第1項に規定する指 定居宅介護支援(以下「指定居宅介護支援」という。)と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援 を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(I)として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を 所定単位数から減算しているか。		
	(ア) 機能強化型サービス利用支援費(I) 582単位 (イ) 機能強化型サービス利用支援費(II) 582単位 (ウ) 機能強化型サービス利用支援費(III) 582単位 (エ) 機能強化型サービス利用支援費(IV) 582単位 (オ) サービス利用支援費(I) 582単位 (カ) 機能強化型継続サービス利用支援費(I) 633単位		

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	備考
	 (キ) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ) (ク) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ) (ケ) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ) (コ) 継続サービス利用支援費(Ⅰ) 		
	(5) 相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等であって、要介護状態区分が要介護 3 、要介護 4 又は要介護 5 のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(Ⅱ)として、次に掲げる区分に応じ、1 月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算しているか。	平24厚労告125別表 1 の注 7	
	(ア) 機能強化型サービス利用支援費(I) 894単位 (イ) 機能強化型サービス利用支援費(II) 894単位 (ウ) 機能強化型サービス利用支援費(III) 894単位 (エ) 機能強化型サービス利用支援費(IV) 894単位 (オ) サービス利用支援費(I) 894単位 (カ) サービス利用支援費(II) 54単位 (キ) 機能強化型継続サービス利用支援費(II) 945単位 (ク) 機能強化型継続サービス利用支援費(III) 945単位 (ケ) 機能強化型継続サービス利用支援費(III) 945単位 (コ) 機能強化型継続サービス利用支援費(III) 945単位 (コ) 機能強化型継続サービス利用支援費(IV) 945単位 (サ) 継続サービス利用支援費(I) 945単位 (ジ) 継続サービス利用支援費(II) 945単位		
	(6) 相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等であって、かつ、介護保険法第7条第2項に規定する 要支援状態区分が要支援1又は要支援2のものに対して、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援(以下「指定介 護予防支援」という。)と一体的に指定継続サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費(継続サービス利用支援 費(II)を除く。)を算定した場合に、介護予防支援費重複減算として、1月につき20単位を所定単位数から減算している か。		
	(7) 支援法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平24厚労告125別表 1 の注 9	
	(8) 厚労令28第20条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数 から減算しているか。	平24厚労告125別表 1 の注10	
	(9) 厚労令28第28条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数 から減算しているか。	平24厚労告125別表 1 の注11	
	(10) 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域(平21厚労告176)(以下「特別地域」という。)に居住している利用者に対して、指定計画相談支援を行った場合(2の(3)の(1)及び(2)に定める場合を除く。)に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。		
	(11) 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準(平27厚労告180の2)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、2の(1)の(ア)の機能強化型サービス利用支援費(I)若しくは(イ)の機能強化型サービス利用支援費(I)若しくは(イ)の機能強化型継続サービス利用支援費(I)を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算しているか。ただし、拠点コーディネーター(平27厚労告180の2のイの(3)に規定する拠点コーディネーターをいう。)1人につき、当該指定特定相談支援事業所並びに当該指定特定相談支援事業所と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者(厚労令171)第206条の14に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。)、指定地域移行支援事業者(国党会27)第2条第3項に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。)、指定地域移行支援事業者(国党会27)第20	平27厚労告180の 2	

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	備考
	(序が1721) 和2米知り気に死足する指定地域が17天版事業有をいう。 / 及り日 条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。)の事業所の単 する。	位において、1月につき100回を限度と	
3 利用者負担上限 額管理加算	150単位	平24厚労告125別表 2 の注	
	指定特定相談支援事業者が、厚労令28第13条に規定する利用者負担額合計額の 位数を加算しているか。)管理を行った場合に、1月につき所定単	
4 初回加算	(1) 300単位	平24厚労告125別表 3 の注 1 平27厚労告180の 3	
	指定特定相談支援事業者において、新規にサービス等利用計画(支援法第5条をいう。以下同じ。)を作成する計画相談支援対象障害者等に対して、指定サービこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準(平27厚労告180の3)に適合す算しているか。	ビス利用支援を行った場合その他の別に	
	(2) 所定単位数に300単位に当該面接をした月の数(3を限度とする。)を乗じて得た	た単位数 平24厚労告125別表 3 の注 2	
	初回加算を算定する指定特定相談支援事業者において、指定計画相談支援の利利用計画案(支援法第5条第22項に規定するサービス等利用計画案をいう。)を日までの期間が3月を超える場合であって、当該指定計画相談支援の利用に係る後に、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテ(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して、当該計画相談支援対象障害に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限る。)は、所定単位数に300単とする。)を乗じて得た単位数を加算しているか。	☆計画相談支援対象障害者等に交付した う契約をした日から3月を経過する日以 テレビ電話装置その他の情報通信機器 子者等及びその家族に面接した場合(月	
5 主任相談支援専門員配置加算	(1) 主任相談支援専門員配置加算 (I) (2) 主任相談支援専門員配置加算 (I)	300単位 100単位 平24厚労告125別表 4 の注 平30厚労告115 平27厚労告180の 4	
	専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し も家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者(平30厚告115)(以下「主任相談支援 市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員 従業者に対し、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準(平27厚労 ための研修を実施した場合に、上記に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数 ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、上記に また、主任相談支援専門員は、指定自立生活援助(厚労令171第206条の13に規 同じ。)、指定地域移行支援(厚労令27第1条第11号に規定する指定地域移行支 労令27第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。以下同じ。)及び指定 2項に規定する指定障害児相談支援をいう。)その他のこれに類する職務に従事	援専門員」という。)であるものとして 対が、当該指定特定相談支援事業所等の 労告180の4)に従い、その資質の向上の 対を加算しているか。 に掲げるその他の加算は算定しない。 利定する指定自立生活援助をいう。以下 を接をいう。)、指定地域定着支援(厚 に管害児相談支援(児福法第24条の26第	
6 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(I)(2) 入院時情報連携加算(I)	300単位 150単位 平24厚労告125別表 5 の注 平27厚労告180の 5	
	計画相談支援対象障害者等が医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同条等」という。)に入院するに当たり、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣がい、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況、害者等に係る必要な情報を提供した場合は、上記に掲げる区分に応じ、計画相談回を限度としてそれぞれ上記に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、上記に	《定める基準(平27厚労告180の5)に従生活環境等の当該計画相談支援対象障 生活環境等の当該計画相談支援対象障 《支援対象障害者等1人につき1月に1	

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	備考
退院・退所加算	300単位	平24厚労告125別表 6 の注	
	障害者支援施設、のぞみの園(支援法第5条第1項に規定するのぞみの園をいう。)、児福法第7条第1項に規定する児童福祉施設(乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。)、生活保護法第88条第2項に規定する救護施設若しくは同条第3項に規定する更生施設(以下「障害者支援施設等」という。)に入所していた計画相談支援対象障害者等、病院等に入院していた計画相談支援対象障害者等、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設、少年院法第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法第2条第7項に規定する更生保護施設(以下「刑事施設等」という。)に収容されていた計画相談支援対象障害者等又は法務省設置法第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設(更生保護施設を除く。以下「宿泊施設等」という。)に宿泊していた計画相談支援対象障害者等が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援(以下「障害福祉サービス等」という。)を利用する場合において、当該計画相談支援対象障害者等の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行った場合(同一の計画相談支援対象障害者等について、当該障害福祉サービス等の利用開始月に調整を行う場合に限る。)には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算しているか(4の初回加算を算定する場合を除く。)。		
居宅介護支援事 於所等連携加算	指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用している期間において、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(6)までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの((1)から(6)までに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。)を合算した単位数を加算しているか。また、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(6)までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算しているか。	平24厚労告125別表 7 の注	
	(1) 150単位		
	計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援(以下「指定居宅介護支援等」という。)の利用を開始するに当たり、当該指定居宅介護支援等を提供する指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営い関する基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)又は指定介護予防支援事業所(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第3条第1項に規定する指定介護予防支援事業所をいう。)(以下「指定居宅介護支援事業所等」といい、当該計画相談支援対象障害者等が利用する指定特定相談支援事業所と一体的に運営している場合を除く。)に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画(介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。)又は介護予防サービス計画(同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。)の作成等に協力する場合		
	(2) 300単位		
	計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合(月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、2の(1)又は(2)を算定する月を除く。)		
	(3) 300単位		
	計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合(2の(1)又は(2)を算定する月を除く。)		
	(4) 150単位		

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	備考
	計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター又は当該通常の事業所の事業主等(以下ここにおいて「障害者就業・生活支援センター等」という。)による支援を受けるに当たり、当該障害者就業・生活支援センター等に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該障害者就業・生活支援センター等における当該計画相談支援対象障害者等の支援内容の検討に協力する場合		
	(5) 300単位		
	計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害 者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場 合(月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、2の(1)又は(2)を算定する月を除く。)		
	(6) 300単位 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受ける に当たり、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該障害者就業・生活支援セ ンター等が開催する会議に参加する場合(2の(1)又は(2)を算定する月を除く。)		
医療・保育・教 機関等連携加算	指定特定相談支援事業者が、次の(1)から(3)までに該当する場合に、 1 月にそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数を加算しているか。	平24厚労告125別表 8 の注	
	(1) (ア) 指定サービス利用支援を行った場合 200単位 (イ) 指定継続サービス利用支援を行った場合 300単位		
	厚労令28第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する機関(以下「福祉サービス等提供機関」という。)(障害福祉サービス等を行う者を除く。9の(3)及び11において同じ。)の職員等と面談又は会議を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合(計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とし、4の初回加算を算定する場合及び7の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けているときを除く。)上記の(ア)又は(イ)に掲げる場合に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる単位数を加算しているか。		
	(2) 300単位		
	計画相談支援対象障害者等が病院等に通院するに当たり、当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合(1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。)(2の(1)又は(2)を算定する場合に限る。)		
	(3) 150単位		
	福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報を提供した場合(2の(1)又は(2)を算定する場合に限る。)なお、次の(ア)又は(イ)に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とする。		
	(ア)病院等及び支援法施行規則第57条第3項に規定する訪問看護ステーション等 (以下「訪問看護ステーション等」という。) (イ)福祉サービス等提供機関(病院等及び訪問看護ステーション等を除く。)		
0 集中支援加算	指定特定相談支援事業者が、次の(1)から(5)までに該当する場合に、1月にそれぞれ(1)から(5)までに掲げる単位 ³ 数を加算しているか。ただし、(1)から(3)までについては、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とす	平24厚労告125別表 9 の注	

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	備考
	<u>5.</u>		
	(1) 300単位		
	障害福祉サービス等の利用に関して、計画相談支援対象障害者等又は市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合(月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、2の(1)又は(2)を算定する月を除く。)		
	(2) 300単位		
	サービス担当者会議(厚労令28第15条第2項第12号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握したサービス等利用計画の実施状況(計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、担当者(同号に規定する担当者をいう。11の注において同じ。)に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行う場合(2の(1)又は(2)を算定する月を除く。)		
	(3) 300単位		
	福祉サービス等提供機関の求めに応じ、当該福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、計画相談支援対象障害者等の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合(2の(1)若しくは(2)、6の(1)又は7を算定する月を除く。)		
	(4) 300単位		
	計画相談支援対象障害者等が病院等に通院するに当たり、当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合(1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。)(2の(1)又は(2)を算定する月を除く。)		
	(5) 150単位		
	福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、当該福祉サービス等提供機関に対して計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を行った場合(2の(1)又は(2)を算定する月を除く。)なお、次の(ア)又は(イ)に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とする。 (ア)病院等及び訪問看護ステーション等 (イ)福祉サービス等提供機関(病院等及び訪問看護ステーション等を除く。)		
1 サービス担当者	100単位	平24厚労告125別表10の注	
会議実施加算	指定継続サービス利用支援を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握したサービス等利用計画の実施状況(計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算している		
	か。 ただし、9の医療・保育・教育機関等連携加算を算定する場合であって、福祉サービス等提供機関の職員等と面談又 は会議を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けているときは、算定しない。		
2 サービス提供時	100単位	平24厚労告125別表11の注	

項目	基本的な考え方(観	点)	根拠法令	備考
ニタリング加算	指定特定相談支援事業所が、当該指定特定相談支援事業所がサービス等が利用する障害福祉サービス等の提供現場を訪問し(障害福祉サービ定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある場合にあっては、当該テレビ電話装置等を活用して)、障害福祉サービス等の提供状況等を確障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているただし、相談支援専門員1人当たりの計画相談支援対象障害者等の数は、算定しない。この場合において、当該指定特定相談支援事業所の相員0.5人とみなして算定する。	ごス等の提供現場が特別地域に所在し、かつ、指 核障害福祉サービス等の提供現場を訪問し、又に 権認し、及び記録した場合に、計画相談支援対象 るか。 数が39を超える場合には、39を超える数について		
3 行動障害支援体 別加算	(1) 行動障害支援体制加算(I)(2) 行動障害支援体制加算(II)	60単位 30単位	平24厚労告125別表12の注 平27厚労告180の 6	
	別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準(平27厚労告18 け出た指定特定相談支援事業所は、上記に掲げる区分に応じ、1月につ ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては	つき所定単位数を加算しているか。	国	
4 要医療児者支援 本制加算	(1) 要医療児者支援体制加算(I) (2) 要医療児者支援体制加算(Ⅱ)	60単位 30単位	平24厚労告125別表13の注 平27厚労告180の 7	
	別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準(平27厚労告18 け出た指定特定相談支援事業所は、上記に掲げる区分に応じ、1月につ ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては	つき所定単位数を加算しているか。	国	
5 精神障害者支援 本制加算	(1) 精神障害者支援体制加算(I) (2) 精神障害者支援体制加算(Ⅱ)	60単位 30単位	平24厚労告125別表14の注 平27厚労告180の 8	
	別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準 (平27厚労告18 け出た指定特定相談支援事業所は、上記に掲げる区分に応じ、1月につ ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては	つき所定単位数を加算しているか。	国	
6 高次脳機能障害 支援体制加算	(1) 高次脳機能障害支援体制加算 (I) (2) 高次脳機能障害支援体制加算 (II)	60単位 30単位	平24厚労告125別表14の2の 注 平27厚労告180の9	
	別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準(平27厚労告18 け出た指定特定相談支援事業所は、上記に掲げる区分に応じ、1月につ ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては	つき所定単位数を加算しているか。		
7 ピアサポート体 引加算	100単位		平24厚労告125別表15の注 平27厚労告180の10	
	別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準(平27厚労告18 け出た指定特定相談支援事業所において、指定計画相談支援を行った場			
8 地域生活支援拠 点等相談強化加算	700单位	のは)に強くよってものし、一十時代によっていい	平24厚労告125別表16の注 平27厚労告180の11 平18厘労生523別表	
	別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準(平27厚告1800 指定特定相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態そ下ここにおいて「要支援者」という。)が指定短期入所(厚労令171第150。)を利用する場合において、指定短期入所事業者(厚労令171第1150。)に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定程	その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者(以 114条に規定する指定短期入所をいう。以下同 8条第1項に規定する指定短期入所事業者をい	平24厚穷台124别表	

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	備考
	か相た短期入所を利用していない場合にあっては、サービス等利用計画の作成又は変更を含む。)を11つに場合には、 当該要支援者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか(当該指定特定相談支援事業者が指定自立生活援助事業者又は指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定自立生活援助又は指定地域定者支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であって、当該指定自立生活援助事業者が平18年厚労告523別表介護給付費等単位数表第14の3の6の緊急時支援加算を算定する場合又は当該指定地域定着支援事業者が平24厚労告124別表の第2の1の地域定着支援サービス費を算定する場合を除く。)。		
19 地域体制強化共同支援加算		平24厚労告125別表17の注 平27厚労告180の12	
20 遠隔地訪問加算	300単位 計画相談支援対象障害者等の居宅等、病院等、障害者支援施設等、刑事施設等、宿泊施設等又は福祉サービス等提供機関(特別地域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離があるものに限る。)を訪問して、4の初回加算((2)に該当する場合に限る。)、6の入院時情報連携加算((1)の入院時情報連携加算(I)を算定する場合に限る。)、7の退院・退所加算、8の居宅介護支援事業所等連携加算((2)及び(5)に限る。)、9の医療・保育・教育機関等連携加算((1)及び(2)に限る。)又は10の集中支援加算((1)及び(4)に限る。)を算定する場合に、これらの加算の算定回数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算しているか。ただし、4の初回加算については、4の(2)に規定する面接を実施した月の数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算する。	平24厚労告125別表18の注	

指導検査基準(指定障害児相談支援)

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	備考
第5 障害児相談支援給付費の算定及び 取扱い			
1 基本事項	(1) 指定障害児相談支援に要する費用の額は、平24厚労告126の別表「障害児相談支援給付費単位数表」 位数に平24年厚労告128「こども家庭庁長官が定める1単位の単価」を乗じて算定しているか。	により算定する単 児福法第24条の26第2項 平24厚労告126の1 平24年厚労告128	
	(2) (1)の規定により指定障害児相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円ときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	未満の端数がある 平24厚労告126の2	
2 障害児相談支援 費			
(1)障害児支援利 用援助費	障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者(児福法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害りいう。以下同じ。)が、障害児相談支援対象保護者(同項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。下記除き、以下同じ。)に対して指定障害児支援利用援助(同号に規定する指定障害児支援利用援助をいう。以下配合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。	(ア) から(エ)を障発0330通知第16通知	
	(ア) 機能強化型障害児支援利用援助費(I) 2,201単位 (イ) 機能強化型障害児支援利用援助費(II) 2,101単位 (ウ) 機能強化型障害児支援利用援助費(III) 2,016単位 (エ) 機能強化型障害児支援利用援助費(IV) 1,866単位		
	機能強化型障害児支援利用援助費(I)から機能強化型障害児支援利用援助費(IV)までについては、別に、定める基準(平27厚労告181の1)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所(1項に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。)における障害児相談支援対象保護者の数(同2障害児相談支援対象保護者の数をいう。12において同じ。)(前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合である。)を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員(同条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以「(当該指定障害児相談支援事業所の相談支援員(同条第4項に規定する相談支援員をいう。以下同じ。)につい相談支援専門員の5人とみなして算定する。)(前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とし専門員の平均負数」という。)で除して得た数(以下「取扱件数」という。)の40未満の部分に相談支援専門員で得た数について算定しているか。ただし、機能強化型障害児支援利用援助費(IV)までのいずれたり、機能強化型障害児支援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型障害児支援利用援助費(I)から機能強化型障害児支援利用援助費(I)から機能強化型障害児支援利用援助費(I)から機能強化型障害児支援利用援助費(I)から機能強化型障害児支援利用援助費(I)から機能強化型障害児支援利用援助費(I)から機能強化型障害児支援利用援助費(II)から機能強化型障害児支援利用援助費(II)から機能強化型障害児支援利用援助費(II)から機能強化型障害児支援利用援助費と算定しない。	(厚労令29第3条第 条第2項に規定する は、推定数とす 下同じ。) の員数 いては、1人につき 、以下「相談支援 員の平均員数を乗じ かの機能強化型障害	
	(才) 障害児支援利用援助費 (I) 1,766単位	:	
	障害児支援利用援助費(I)については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談数を乗じて得た数について算定しているか。	支援専門員の平均員	
	(カ) 障害児支援利用援助費(Ⅱ) 815単位		
	障害児支援利用援助費(Ⅱ)については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合にお	おいて、当該取扱件	

	数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。	
(2)継続障害児支援利用援助費	継続障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害 (児福法第24条の26第1項第2号に規定する指定継続障害児支援利用援助をいう。以下同じ。)を行った場合に に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。	
	(ア) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(I) 1,896単位 (イ) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(II) 1,796単位 (ウ) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(III) 1,699単位 (エ) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(IV) 1,548単位	平27厚労告181の 1
	機能強化型継続障害児支援利用援助費(I)から機能強化型継続障害児支援利用援助費(IV)までについては 庁長官が定める基準(平27厚労告181の1)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事 扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。 ただし、機能強化型継続障害児支援利用援助費(I)から機能強化型継続障害児支援利用援助費(IV)までの 化型継続障害児支援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型継続障害児支援利用援助費(I)か 障害児支援利用援助費(IV)までのその他の機能強化型継続障害児支援利用援助費は算定しない。	事業所における取いずれかの機能強
	(才) 継続障害児支援利用援助費 (I) 1,448単位	
	継続障害児支援利用援助費 (I) については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に 平均員数を乗じて得た数について算定しているか。	相談支援専門員の
	(カ) 継続障害児支援利用援助費(Ⅱ) 662単位	
	継続障害児支援利用援助費(II)については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数が40以上である場取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。	合において、当該
(3) その他	(1) 指定障害児相談支援事業者が、厚労令29第15条第2項第6号(同条第3項第3号において準用する数 第8号、第9号若しくは第10号から第12号まで(同条第3項第3号において準用する場合を含む。)2 2号に定める基準を満たさないで指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った数 位数を算定していないか。	スは同条第3項第
	(2) 指定障害児相談支援事業者が、同一の月において、同一の障害児相談支援対象保護者に対して指定系 用援助を行った後に、指定障害児支援利用援助を行った場合には、継続障害児支援利用援助費に係る所 していないか。	
	(3) 児福法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合には、 分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	所定単位数の100 平24厚労告126別表 1 の注 5
	(4) 厚労令29第20条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単から減算しているか。	位数を所定単位数 平24厚労告126別表 1 の注 6
	(5) 厚労令29第28条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単から減算しているか。	位数を所定単位数 平24厚労告126別表1の注7
	(6) 別にこども家庭庁長官が定める地域(平24厚労告233)(以下「特別地域」という。)に居住してい に対して、指定障害児相談支援を行った場合((1)に定める場合を除く。)に、特別地域加算として、 単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	
	(7) 別にこども家庭庁長官が定める基準(平27厚労告181の2)に適合しているものとして市町村長に届相談支援事業所において、2の(1)の(ア)の機能強化型障害児支援利用援助費(I)若しくは(イ)	

害児支援利用援助費(Ⅱ)又は2の(2)の(ア)の機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)若しくは(イ)の機能強 化型継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位 を加算しているか。

ただし、拠点コーディネーター(平27厚労告181の2のイの(3)に規定する拠点コーディネーターをいう。)1人に つき、当該指定障害児相談支援事業所並びに当該指定障害児相談支援事業所と相互に連携して運営される指定自立生活 援助事業者(厚労令171第206条の14に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。)、指定地域移行支援事業 者(厚労令27第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。)及び指定地域定着支援事業者(厚労令27第39 条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。)の事業所の単位において、1月につき100回を限度と する。

3 利用者負担上限 額管理加算

150単位

指定障害児相談支援事業者が、厚労令29第13条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所 定単位数を加算しているか。

4 初回加算

(1) 500単位

指定障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画(児福法第6条の2の2第7項に規定する障害児支 援利用計画をいう。以下同じ。)を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場 合その他の別にこども家庭庁長官が定める基準(平27厚労告181の3)に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算 しているか。

(2) 所定単位数に500単位に当該面接をした月の数(3を限度とする。)を乗じて得た単位数を加算

初回加算を算定する指定障害児相談支援事業者において、指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から障害児 支援利用計画案(児福法第6条の2の2第7項に規定する隨害児支援計画案をいう。)を隨害児及びその家族に交付し た日までの期間が3月を超える場合であって、当該指定障害児利用支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する 日以後に、月に2回以上、当該障害児の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等(厚労令29第15条第2項第10号に規定 するテレビ電話装置等をいう。以下同じ。)を活用して、当該障害児及びその家族に面接した場合(月に1回以上居宅 等の訪問により面接を行う場合に限る。)は、所定単位数に、500単位に当該面接をした月の数(3を限度とする。)を 乗じて得た単位数を加算しているか。

5 主任相談支援専 門員配置加算

- (1) 主任相談支援専門員配置加算(I)
- (2) 主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)

300単位 100単位

専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別にこ ども家庭庁長官が定める者(平30厚告116)(以下「主任相談支援専門員」という。)であるものとして市町村長に届け 出た指定障害児相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定障害児相談支援事業所等の従業者に対 し、別にこども家庭庁長官が定める基準(平27厚労告181の4)に従い、その資質の向上のための研修を実施した場合 に、上記に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。

ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、上記に掲げるその他の加算は算定しない。 また、主任相談支援専門員は、指定自立生活援助(厚労令171第206条の13第1項に規定する指定自立生活援助をい う。)、指定地域移行支援(厚労令27第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。)、指定地域定着支援(厚労 令27第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。以下同じ。)及び指定計画相談支援(厚労令29第3条第2項に 規定する指定計画相談支援をいう。)その他のこれに類する職務に従事することができる。

6 入院時情報連携 加算

- (1) 入院時情報連携加算(I)
- (2) 入院時情報連携加算(Ⅱ)

300単位 150単位

平24厚労告126別表5の注 平27厚労告181の5

障害児通所支援を利用する障害児が医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所(以下 「病院等」という。) に入院するに当たり、別にこども家庭庁長官が定める基準(平27厚労告181の5) に従い、当該病 院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合は、上記に

平24厚労告126別表2の注

平24厚労告126別表3の注1 平27厚労告181の3

平24厚労告126別表3の注2

平24厚労告126別表4の注 平30厚労告116 平27厚労告181の4

掲げる区分に応じ、計画障害児1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ上記に掲げる単位数を所定単位数に加算し ているか。

ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、上記に掲げるその他の加算は算定しない。

7 退院・退所加算

300単位

平24厚労告126別表6の注

平24厚労告126別表7の注

児福法第7条第1項に規定する児童福祉施設(乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、隨害児入所施設、児童心理 治療施設及び児童自立支援施設に限る。)若しくは障害者支援施設(支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設をい う。) に入所していた障害児、病院等に入院していた障害児、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に 規定する刑事施設、少年院法第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法第2条第7項に規定する更生保護施設 (以下「刑事施設等」という。) に収容されていた障害児又は法務省設置法第15条に規定する保護観察所に設置若しく は併設された宿泊施設若しくは更生保護法第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に 係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設(更生保護施設を除 く。以下「宿泊施設等」という。)に宿泊していた障害児が退院、退所等をし、障害児通所支援を利用する場合におい て、当該障害児の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情 報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行った場合(同一の障害児 について、当該障害児通所支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。)には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につ き3回を限度として所定単位数を加算する(4の初回加算を算定する場合を除く。)。

8 保育・教育等移 行支援加算

指定障害児相談支援事業者が、障害児が障害福祉サービス若しくは地域相談支援又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援 (以下「障害福祉サービス等」という。)を利用している期間において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、 1月につきそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの((1)から(3)までに掲げる場合のそれ ぞれについて2回を限度とする。)を合算した単位数を加算しているか。

また、障害児が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の(1)から(3)までのいずれか に該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算 しているか。

(1) 150単位

障害児が保育所、小学校その他の児童が集団生活を営む施設(以下ここにおいて「保育所等」という。)に通い、又は 通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援セ ンター若しくは当該通常の事業所の事業主等(以下ここにおいて「障害者就業・生活支援センター等」という。)による 支援を受けるに当たり、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等に対して、当該障害児の心身の状況等の当 該障害児に係る必要な情報を提供し、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等における当該障害児の支援内 容の検討に協力する場合

(2) 300単位

障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問 し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該障害児及びその家族に面接する場合(月1回以上居宅の訪問による面接を 行う場合に限り、2の(1)又は(2)を算定する月を除く。)

(3) 300単位

障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受け るに当たり、当該障害児の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該保育所等又は障害者就業・生活支援セン ター等が開催する会議に参加する場合(2の(1)又は(2)を算定する月を除く。)

9 医療・保育・教 育機関等連携加算

指定障害児相談支援事業者が、次の(1)から(3)までに該当する場合に、1月にそれぞれ(1)ら(3)までに掲げる単位 ▼24厚労告126別表8の注 数を加算しているか。

(1) (ア) 指定障害児支援利用援助を行った場合

200単位

(イ) 指定継続障害児支援利用援助を行った場合

300単位

厚労令29第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する機関(以下「福祉サービス等提供機関」という。) (障 害児通所支援及び障害福祉サービス(支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。)を行う者を除く。 (3)、11において同じ。)の職員等と面談又は会議を行い、障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた 上で、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合(障害児相談支援対象保護者に係る障害 児1人につき1月に1回を限度とし、4の初回加算を指定する場合及び7の退院・退所加算を算定する場合であって、 退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。)上記の(ア)又は(イ)に掲げる場合 に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる単位数

(2) 300単位

障害児相談支援対象保護者に係る障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対し て、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合(1月に3回を限度とし、同 一の病院等については1月に1回を限度とする。2の(1)又は(2)を算定する場合に限る。)

(3) 150単位

福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して障害児相談支援対象保護者に関する 必要な情報を提供した場合(2の(1)又は(2)を算定する場合に限る。)

なお、次の(ア)又は(イ)に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ障害児相談支援対象保護者に係る障 害児1人につき1月に1回を限度とする。

- (ア)病院等及び支援法施行規則第57条第3項に規定する訪問看護ステーション等 (以下「訪問看護ステーション等」という。)
- (イ) 福祉サービス等提供機関(病院等及び訪問看護ステーション等を除く。)

10 集中支援加算

指定障害児相談支援事業者が、次の(1)から(5)までに該当する場合に、1月にそれぞれ(1)から(5)までに掲げる単 平24厚労告126別表9の注 位数を加算しているか。ただし、(1)から(3)までについては、障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1 回を限度とする。

(1) 300単位

障害福祉サービス等の利用に関して、障害児相談支援対象保護者又は市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該障 害児相談支援対象保護者に係る障害児の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該障害児及びその家族 に面接する場合(月に1回以上居宅の訪問により面接を行う場合に限り、2の(1)又は(2)を算定する月を除 < ,)

(2) 300単位

サービス担当者会議(厚労令29第15条第2項第10号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)を開催し、 相談支援専門員又は相談支援員が把握した隨害児支援利用計画の実施状況(隨害児についての継続的な評価を含む。) について説明を行うとともに、担当者(同号に規定する担当者をいう。11の注において同じ。)に対して、専門的な見 地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行う場合(2の(1)又は (2) を算定する月を除く。)

(3) 300単位

福祉サービス等提供機関の求めに応じ、当該福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、障害児の障害福祉 サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合 (20) (1) 若しくは (2) 6の (1) 又は 7を 算定する月を除く。)

(4) 300単位

障害児相談支援対象保護者に係る障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対し て、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合(1月に3回を限度とし、同 一の病院等については1月に1回を限度とする。2の(1)又は(2)を算定する月を除く。) (5) 150単位 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、当該福祉サービス等提供機関に対して障害児相談支援対象保護者に係 る障害児に関する必要な情報の提供を行った場合(2の(1)又は(2)を算定する月を除く。) なお、次の(ア)又は(イ)に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ障害児相談支援対象保護者い係る障 害児1人につき1月に1回を限度とする。 (ア) 病院等及び訪問看護ステーション等 (イ) 福祉サービス等提供機関(病院等及び訪問看護ステーション等を除く。) 11 サービス担当者 100単位 平24厚労告126別表10の注 会議実施加算 指定継続障害児支援利用援助を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握 した障害児支援利用計画の実施状況(障害児についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、担当者 に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行った 場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算している ただし、9の医療・保育・教育機関等連携加算を算定する場合であって、福祉サービス等提供機関の職員等と面談又 は会議を行い、障害児相談支援対象保護者に係る障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けているときは、 12 サービス提供時 平24厚労告126別表11の注 100単位 モニタリング加算 指定障害児相談支援事業所が、当該指定障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成した障害児相談支援対象 保護者に係る障害児が利用する障害福祉サービス等の提供現場を訪問し(障害児通所支援の提供現場が特別地域に所在 し、かつ、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある場合にあっては、当該障害児通所支援の提供現場を訪 問し、又はテレビ電話装置等を活用して)、障害児通所支援の提供状況等を確認し、及び当該提供状況等を記録した場 合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 ただし、相談支援専門員1人当たりの計障害児相談支援対象保護者の数が39を超える場合には、39を超える数につい ては、算定しない。この場合において、当該指定障害児横断支援事業所の相談支援員については、1人につき相談支援 専門員0.5人とみなして算定する。 13 行動障害支援体 平24厚労告126別表12の注 (1) 行動障害支援体制加算(I) 60単位 制加算 30単位 平27厚労告181の6 (2) 行動障害支援体制加算(Ⅱ) 別にこども家庭庁長官が定める基準(平27厚労告181の6)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児 相談支援事業所は、上記に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、上記に掲げるその他の加算は算定しない。 14 要医療児者支援 平24厚労告126別表13の注 (1) 要医療児者支援体制加算(I) 60単位 体制加算 平27厚労告181の7 (2) 要医療児者支援体制加算(Ⅱ) 30単位 別にこども家庭庁長官が定める基準(平27厚労告181の7)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児 相談支援事業所は、上記に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、上記に掲げるその他の加算は算定しない。 15 精神障害者支援 平24厚労告126別表14の注 (1) 精神障害者支援体制加算(I) 60単位 体制加算 (2) 精神障害者支援体制加算(Ⅱ) 30単位 平27厚労告181の8

別にこども家庭庁長官が定める基準(平27厚労告181の8)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児 相談支援事業所は、上記に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、上記に掲げるその他の加算は算定しない。 16 高次脳機能隨害 平24厚労告126別表14の2の (1) 高次脳機能障害支援体制加算(I) 60単位 支援体制加算 (2) 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅱ) 30単位 平27厚労告181の9 別にこども家庭庁長官が定める基準(平27厚労告181の9)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児 相談支援事業所は、上記に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、上記に掲げるその他の加算は算定しない。 17 ピアサポート体 平24厚労告126別表15の注 100単位 制加算 平27厚労告181の10 別にこども家庭庁長官が定める基準(平27厚労告181の10)に適合しているものとして市長村長に届け出た指定障害児 相談支援事業所において、指定障害児相談支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 18 地域生活支援拠 平24厚労告126別表16の注 700単位 点等相談強化加算 平27厚労告181の11 別にこども家庭庁長官が定める基準(平27厚労告181の11)に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談 支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児(以下ここに おいて「要支援児」という。)が指定短期入所(厚労令171第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。)を利 用する場合において、指定短期入所事業者(厚労令171第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいう。)に対し て当該要支援児に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整(現に当該要支援児が指定短期入 所を利用していない場合にあっては、障害児支援利用計画の作成又は変更を含む。)を行った場合には、当該要支援児 1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。 19 地域体制強化共 平24厚労告126別表17の注 2,000単位 同支援加算 平27厚労告181の12 別にこども家庭庁長官が定める基準(平27厚労告181の12)に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談 支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、隨害児相談支援対象保護者の同意を得て、当該隨害児相談支援対象保 護者に係る障害児に対して、厚労令29第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以 上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び支援を行った上で、協議会(支援法第89条の3第1項に規定する協議会 をいう。) に対し、文書により当該説明及び支援の内容等を報告した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に対して 指定障害児利用支援を行っている指定障害児相談支援事業所において、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1 人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 20 遠隔地訪問加算 300単位 平24厚労告126別表18の注 当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児の居宅等、病院等、児福法第7条第1項に規定する児童福祉施設、刑事 施設等、宿泊施設等又は福祉サービス等提供機関(特別地域に所在し、かつ、指定障害児相談支援事業所との間に一定 の距離があるものに限る。)を訪問して、4の初回加算((2)に該当する場合に限る。)、6の入院時情報連携加算 ((1)の入院時情報連携加算(I)を算定する場合に限る。)、7の退院・退所加算、8の保育・教育等移行支援加算 ((2)に該当する場合に限る。)、9の医療・保育・教育機関等連携加算((1)及び(2)に該当する場合に限 る。) 又は10の集中支援加算((1)及び(4)に該当する場合に限る。)を算定する場合に、これらの加算の算定回 数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算しているか。 ただし、4の初回加算については、4の(2)に規定する面接を実施した月の数に所定単位数を乗じて得た単位数を

加算する。